



宮 崎 県 公 報

平成31年3月4日(月曜日) 第 3077 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○救急病院の認定…………… (医療薬務課) 1	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定予定 (4件) …………… (“) 2	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (“) 3	

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 3	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 4	
○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …………… (“) 4	
公 告	
○技能検定の実施…………… (雇用労働政策課) 5	
○技能検定 (随時実施2級) の実施…………… (“) 7	
○技能検定 (随時実施3級) の実施…………… (“) 7	
○技能検定 (基礎級) の実施…………… (“) 9	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 10	
○都市計画の変更図書の写真の縦覧…………… (都市計画課) 10	

告 示

宮崎県告示第 145号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ひだか歯科クリニック	日南市吾田西1-5-48	平成30年12月3日
なるせファミリー歯科	東諸県郡綾町大字入野3450-4	平成31年1月11日
安賀多デンタルクリニック	延岡市安賀多町2丁目6番地4宮永ビル1階	平成31年2月1日
富高薬局お倉ヶ浜店	日向市大字財光寺字池1737-1-2	平成30年10月1日

宮崎県告示第 146号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ケーアイ調剤薬局日向店	日向市大字日知屋字塩田7624-14	平成30年9月30日

宮崎県告示第 147号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人三和会池田病院	小林市真方27番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成31年3月5日から平成34年3月4日まで

宮崎県告示第 148号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、東臼杵農林振興局、児湯農林振興局、中部農

林振興局、西諸農林振興局及び南那珂農林振興局並びに宮崎市役所、延岡市役所、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、えびの市役所、高鍋町役場、新富町役場及び門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成31年5月7日から平成31年7月8日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 149号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字向柏野 12082-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 150号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字下り田 9447、9475-1、9475-7

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 151号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字中仁田 9784-1、9784-4

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 152号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字ムギノコシ 11389

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 153号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字白鬚原 2
5746・25750-1・25780（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 154号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字床並
上原1087、1108-3、1109

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 155号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県延岡市・児湯郡高鍋町（以上一市一町については、次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的 潮害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県延岡市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的 魚つき

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県延岡市・宮崎市（以上二市については次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的 公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

四(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町（次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的 名所又は旧跡の風致の保存

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 156号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	218号	延岡市北方町川水流字新地卯 655番1から同市同町川水流同字卯 686番3まで	旧	21.9～ 35.1	169.0
				新	20.0～ 22.4	169.0

宮崎県告示第 157号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327号	日向市大字財光寺字六反田2761番148から同市同大字同字2818番4地先まで	旧	32.7～ 43.0	201.6
				新	23.0～ 32.7	201.6

宮崎県告示第 158号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市吉村町堂ノ後甲2642番3地先から同市同町堂ノ後甲2604番1	旧	21.6～ 31.8	27.6
				新	21.6～ 34.6	27.6

			地先まで		
--	--	--	------	--	--

宮崎県告示第 159号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
11	県道	宮崎島之内線	宮崎市吉村町堂ノ後甲2642番3地先から同市同町堂ノ後甲2604番1地先まで	平成31年3月4日

宮崎県告示第 160号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	宮崎島之内線	宮崎市吉村町堂ノ後甲2642番3地先から同市同町堂ノ後甲2604番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月19日

宮崎県告示第 161号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	宮崎市田野町字中渡瀬甲3758番25地先から同市同町字大明神原乙9390番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月19日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成31年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール作業）

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成31年6月7日（金曜日）から平成31年9月10日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 17,900円

35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 8,900円

35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,900円

35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 2,900円

上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成31年5月31日（金曜日）以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、造園（造園工事作業）、機械検査（機械検査作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成31年7月14日 （日曜日） 3級の職種が対象
造園（造園工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防	平成31年8月25日 （日曜日） 3級以外の職種

<p>水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)</p>		<p>(7) 健康保険被保険者証 (8) 生徒手帳又は学生証 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。) (9) 在留カード (10) 外国パスポート (写真欄と日本国査証欄)</p>
<p>機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工 (製缶作業、構造物鉄工作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、左官 (左官作業)、畳製作 (畳製作作業)、広告美術仕上げ (広告面粘着シート仕上げ作業)</p>	<p>平成31年9月1日 (日曜日) 3級以外の職種</p>	<p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3</p> <p>(3) 受付期間 平成31年4月3日 (水曜日) から平成31年4月16日 (火曜日) まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。 イ 本人確認書類の写しを申請書裏面貼付欄に貼り付けること。 ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。 なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。 エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。</p>
<p>園芸装飾 (室内園芸装飾作業)、仕上げ (金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、タイル張り (タイル張り作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、表装 (表具作業、壁装作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)</p>	<p>平成31年9月8日 (日曜日) 3級以上の職種</p>	<p>5 手数料の納付方法等 (1) 実技試験の手数料の額 (17,900円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3に掲げる額。) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) の領収証を申請書に添えて納付すること。 (2) 手数料は、現金又は銀行振込により納入すること。 (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。 (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p>

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 本人確認書類の写し

次の(7)から(10)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。

- (7) 運転免許証、個人番号カード (個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート (写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書 (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(1) 特別永住者証明書

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成31年8月30日 (金曜日)、その他については、平成31年10月4日 (金曜日) に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成31年度技能検定試験(随時実施2級)を次のとおり実施する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

機械加工(普通旋盤作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、型枠施工(型枠工事作業)、内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)、塗装(建築塗装、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は2級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施2級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者とする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(17,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における2級技能検定と随時実施における2級技能検定は、同等のものであるが、随時実施2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施2級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成31年度技能検定試験(随時実施3級)を次のとおり実施する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

2 実施等級等

1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、1 に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 57 号）第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 61 条第 1 項の基礎 1 級若しくは基礎 2 級の技能検定に合格した者とする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成 31 年 4 月 1 日（月曜日）から平成 32 年 3 月 31 日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900 円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表

しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成 31 年 4 月 1 日（月曜日）から平成 32 年 3 月 31 日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100 円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成 31 年 4 月 1 日（月曜日）から平成 32 年 3 月 31 日（火曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140 円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（17,900 円）及び学科試験の手数料の額（3,100 円）の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施 3 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における 3 級技能検定と随時実施における 3 級技能検定は、同等のものであるが、随時実施 3 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施 3 級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号（県庁 8 号館 3 階）

電話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成31年度技能検定試験(基礎級)を次のとおり実施する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表

しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(17,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、基礎級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成31年3月4日

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第4794号	山下鉄工	山下 安次	宮崎県児湯郡都農町大字川北3552-8	一般	建築工事業、鋼構造物工事業	平成31年1月21日付けで廃業した旨の届け	平成31年1月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12411号	山口建築工業	山口 正昭	宮崎県延岡市平原町3-1234-1	一般	建築工事業	平成31年1月28日付けで廃業した旨の届け	平成31年1月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第13352号	㈱北方総合サービス	矢野 知江	宮崎県延岡市北方町角田丑1070	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成31年1月8日付けで廃業した旨の届け	平成31年1月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13527号	たけもと箆屋	竹本 誠	宮崎県えびの市大字原田2905-1	一般	とび・土工工事業	平成31年1月29日付けで廃業した旨の届け	平成31年1月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第7748号	㈱旭空調設備メンテナンス	嵩 和郎	宮崎県宮崎市大字芳士1987	一般	土木工事業、水道施設工事業	平成31年1月18日付けで廃業した旨の届け	平成31年1月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第10999号	㈱大一住装	森崎 弘樹	宮崎県宮崎市芳士3701-117	一般	防水工事業	平成31年1月24日付けで廃業した旨の届け	平成31年1月24日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13535号	㈱新地建設工業	新地 裕樹	宮崎県都城市高城町桜木1319-5	一般	塗装工事業	平成31年1月30日付けで廃業した旨の届け	平成31年1月30日(一部廃業)

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画公園
6・5・12号 山之口運動公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所